

四 半 期 報 告 書

(第94期第3四半期)

日本製紙株式会社

四 半 期 報 告 書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書を末尾に綴じ込んでおります。

目 次

	頁
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	2
第2 【事業の状況】	3
1 【事業等のリスク】	3
2 【経営上の重要な契約等】	3
3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	3
第3 【提出会社の状況】	7
1 【株式等の状況】	7
2 【役員の状況】	8
第4 【経理の状況】	9
1 【四半期連結財務諸表】	10
2 【その他】	17
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	18

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成30年2月13日

【四半期会計期間】 第94期第3四半期(自 平成29年10月1日 至 平成29年12月31日)

【会社名】 日本製紙株式会社

【英訳名】 Nippon Paper Industries Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 馬 城 文 雄

【本店の所在の場所】 東京都北区王子一丁目4番1号
(上記は登記上の本店所在地であり実際の本社業務は下記にて行っています。)
東京都千代田区神田駿河台四丁目6番地

【電話番号】 東京 03(6665)大代表1111

【事務連絡者氏名】 経理部長 板 倉 智 康

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区神田駿河台四丁目6番地

【電話番号】 東京 03(6665)大代表1111

【事務連絡者氏名】 経理部長 板 倉 智 康

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第 1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第93期 第3四半期 連結累計期間	第94期 第3四半期 連結累計期間	第93期
会計期間	自 平成28年4月1日 至 平成28年12月31日	自 平成29年4月1日 至 平成29年12月31日	自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日
売上高 (百万円)	726,735	782,602	992,428
経常利益 (百万円)	21,551	13,440	26,994
親会社株主に帰属する四半期 (当期)純利益又は親会社株主に 帰属する四半期純損失(△) (百万円)	△6,287	7,686	8,399
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	△5,866	20,635	25,795
純資産額 (百万円)	403,253	448,867	434,911
総資産額 (百万円)	1,394,144	1,477,021	1,388,885
1株当たり四半期(当期)純利益 金額又は四半期純損失金額(△) (円)	△54.32	66.41	72.57
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	28.5	30.0	31.0

回次	第93期 第3四半期 連結会計期間	第94期 第3四半期 連結会計期間
会計期間	自 平成28年10月1日 至 平成28年12月31日	自 平成29年10月1日 至 平成29年12月31日
1株当たり四半期純利益金額 又は四半期純損失金額(△) (円)	△20.88	22.30

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成していますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していません。
2. 売上高には、消費税等は含まれていません。
3. 第93期第3四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、1株当たり四半期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載していません。第93期及び第94期第3四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

2 【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社及び当社の関係会社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクに重要な変更はありません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものです。

(1) 業績の状況

当第3四半期連結累計期間におけるわが国の経済は、米国の政策動向や東アジア地域の情勢など懸念材料はあるものの、雇用・所得環境の改善に伴い、緩やかな回復基調が続いています。一方、当社グループを取り巻く経営環境は、原燃料価格が高騰し、主力の洋紙・板紙において製品価格の修正を実施したものの、厳しい事業環境が継続しました。

以上の結果、連結売上高は782,602百万円（前年同期比7.7%増）、連結営業利益は11,598百万円（前年同期比30.3%減）、連結経常利益は13,440百万円（前年同期比37.6%減）、親会社株主に帰属する四半期純利益は7,686百万円（前年同期は親会社株主に帰属する四半期純損失6,287百万円）となりました。

セグメントの状況は、以下のとおりです。

(紙・パルプ事業)

洋紙は、新聞の発行部数減少や印刷用紙の広告需要低迷など、国内販売数量は総じて低調に推移し、前年同期を下回りました。

一方、輸出に関しては、洋紙・板紙ともアジア向けを中心に需要が好調で、販売数量は前年同期を上回りました。

家庭紙は、従来品より肌触りを追求したティッシュを開発し、クリネックス®製品のブランド強化を図る一方、ヘルスケア製品やホテル向け業務用製品などの需要は堅調で、販売数量は前年同期を上回りました。

また、平成28年9月に営業を開始した日本ダイナウェーブパッケージング社や、平成28年10月に営業を開始した日本東海インダストリアルペーパーサプライ株式会社を前連結会計年度より連結の範囲に含めたことから、同社の売上高が対前年同期増収に寄与しました。

以上の結果、連結売上高は649,470百万円（前年同期比7.7%増）、連結営業利益は、古紙をはじめ原燃料価格の高騰などの影響を受け、735百万円（前年同期比90.3%減）となりました。

(紙関連事業)

液体用紙容器は、夏場の天候不順などの影響があったものの、口栓付き紙容器の上市や新規顧客の開拓もあり、果汁飲料、野菜飲料向けを中心に販売数量は前年同期を上回りました。

溶解パルプ（DP）は、増産対策効果や市況の回復により、販売数量は前年同期を上回りました。化成品は、自動車用途向け機能性コーティング樹脂や機能性セルロースが堅調であり、販売数量は前年同期を上回りました。また、機能性フィルムは、新規開発品の上市が対前年同期増収に寄与しました。

以上の結果、連結売上高は72,833百万円（前年同期比8.0%増）、連結営業利益は5,985百万円（前年同期比51.3%増）となりました。

(木材・建材・土木建設関連事業)

木材・建材は、新設住宅着工戸数が弱含みで推移したものの、原木などの販売数量は前年同期を上回り、連結売

上高は45,346百万円（前年同期比6.4%増）、連結営業利益は3,021百万円（前年同期比6.0%減）となりました。

（その他）

その他の連結売上高は14,952百万円（前年同期比7.3%増）、連結営業利益は1,855百万円（前年同期比3.1%減）となりました。

（2）財政状態の分析

総資産は、前連結会計年度末の1,388,885百万円から88,135百万円増加し、1,477,021百万円となりました。この主な要因は、受取手形及び売掛金が45,752百万円、有形固定資産が30,079百万円、たな卸資産が12,963百万円、投資有価証券が10,998百万円増加し、現金及び預金が34,574百万円減少したことによるものです。

負債は、前連結会計年度末の953,974百万円から74,179百万円増加し、1,028,153百万円となりました。この主な要因は、有利子負債が増加したことによるものです。

純資産は、前連結会計年度末の434,911百万円から13,956百万円増加し、448,867百万円となりました。この主な要因は、その他有価証券評価差額金が9,281百万円増加したことによるものです。

（3）事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、当連結会社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりです。

（株式会社の支配に関する基本方針）

1. 基本方針について

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資する者が望ましいと考えています。

もっとも、当社は、株式を上場して市場での自由な取引に委ねているため、会社を支配する者の在り方は、最終的には株主の皆さま全体の意思に基づき決定されるべきであり、会社の支配権の移転を伴う買付提案に応じるか否かの判断も、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えます。しかしながら、当社株式等に対する大規模買付行為や買付提案の中には、買付目的や買付後の経営方針等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、株主が買付けの条件等について検討したり、当社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者との交渉を必要とするもの等、株主共同の利益を毀損するものもあり得ます。

当社は、このような大規模買付行為や買付提案を行う者は、例外的に当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当でないと判断します。

2. 基本方針の実現に資する取組みについて

（1）中期経営計画について

当社グループは紙パルプ事業を中心とした、用途多彩で再生可能な木材資源の活用を通じて、豊かな暮らしと地球環境の両立を支える企業活動を実践しています。

この持続的成長をさらに確かなものにするため、3年ごとに中期経営計画を策定し、推進しています。平成27年4月からは第5次中期経営計画（3か年）を推進しています。ヘルスケア、ケミカル、エネルギー、パッケージングなど成長分野へ重点的に経営資源を配分し総合バイオマス企業としての事業構造転換を加速していきます。一方既存事業では、事業基盤を強化するための投資を行うことで安定した収益を確保し、事業構造転換を支えていきます。

森林資源を基盤とした循環型の事業を通じて暮らしと文化に貢献し、企業価値・株主共同の利益の確保・向上に努めていきます。

(2) コーポレート・ガバナンスの取組み

当社は、株主をはじめとするステークホルダーに対する経営の透明性を一層高め、公正な経営を実現することを経営の最重要課題とします。業務執行と経営の監督の分離を確保するため、執行役員制度を採用するとともに、取締役会の監督機能の強化に努めます。また、当社はグループの経営の司令塔として、成長戦略を推進し、傘下事業をモニタリングし、コンプライアンスを推進します。

このような取組みにより、当社は、今後もより一層コーポレート・ガバナンスの強化に努めていきます。

かかる取組みは当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させるものであり、上記「1.」で述べた基本方針に沿うものです。

3. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

(1) 本対応方針の概要

当社は、上記「1.」に述べた基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、「当社株式等に対する大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）」（以下「本対応方針」といいます。）を定めています。

本対応方針の有効期間は、平成30年3月期に関する定時株主総会終結の時までとなっています。その概要は以下のとおりです。

ア. 大規模買付ルールの設定

本対応方針は、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、当社の株券等の大規模買付行為が行われる場合に、大規模買付行為を行おうとする者（以下「大規模買付者」といいます。）に対し、①事前に大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報の提供を求め、②大規模買付行為についての情報収集・検討等を行う時間を確保した上で、③株主の皆さまに当社経営陣の代替案等を提示し、大規模買付者との交渉を行っていくための手続を定めています。

イ. 新株予約権無償割当ての利用

大規模買付者が本対応方針において定められた手続に従うことなく大規模買付行為を行う等、当社の企業価値・株主共同の利益が害されるおそれがあると認められる場合には、当社は、当該大規模買付者による権利行使は認められないとの行使条件及び当社が当該大規模買付者以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得する旨の取得条項が付された新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）を、その時点の全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法（会社法第277条以降に規定されます。）により割り当てます。

ウ. 当社取締役会の恣意的判断を排するための独立委員会の利用等

本対応方針においては、大規模買付行為への対抗措置としての本新株予約権の無償割当ての実施もしくは不実施、又は本新株予約権の取得等の判断について、当社取締役会による恣意的な判断を排するため、独立委員会規則に従い、当社経営陣からの独立性の高い社外者のみから構成される独立委員会の判断を経ることとしています。また、これに加えて、本新株予約権の無償割当ての実施に際して独立委員会が本新株予約権の無償割当ての実施に関する株主の皆さまの意思を確認することを勧告した場合には、原則として当社取締役会は株主意思確認総会を招集するものとされています。さらに、こうした手続の過程については、株主の皆さまに適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしています。

なお、本対応方針の独立委員会は、当社社外取締役2名、社外監査役2名及び社外の有識者1名により構成されています。

エ. 本新株予約権の行使及び当社による本新株予約権の取得

本対応方針に従って本新株予約権の無償割当てがなされ、大規模買付者以外の株主の皆さまにより本新株予約権が行使された場合、又は当社による本新株予約権の取得と引換えに、大規模買付者以外の株主の皆さまに対して当社株式が交付された場合、当該大規模買付者の有する当社株式の議決権割合は、当該行使・取得前と比較して、最大で50%まで希釈化される可能性があります。

(2) 本対応方針が株主・投資家に与える影響等の概要

ア. 大規模買付ルールの影響

大規模買付ルールは、当社株主の皆さまが大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、株主の皆さまが代替案の提示を受ける機会を保障すること

を目的としています。これにより株主の皆さまは、十分な情報の下で、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社の企業価値ひいては株主共同の利益の保護につながるものと考えます。したがって、大規模買付ルールの設定は、株主及び投資家の皆さまが適切な投資判断を行う上での前提となるものであり、株主及び投資家の皆さまの利益に資するものであると考えています。

イ. 本新株予約権の無償割当時の影響

当社取締役会において本新株予約権無償割当決議を行った場合には、本新株予約権無償割当決議において別途定める割当期日における株主の皆さまに対し、その保有する株式1株につき本新株予約権1個の割合で本新株予約権が無償にて割り当てられます。仮に、株主の皆さまが、本新株予約権の行使期間内に本新株予約権の行使に係る手続を経なければ、他の株主の皆さまによる本新株予約権の行使により、その保有する当社株式が希釈化されることとなります。

ただし、当社は、非適格者以外の株主の皆さまから本新株予約権を取得し、それと引換えに当社株式を交付することがあります。当社がかかる取得の手続を取った場合、非適格者以外の株主の皆さまは、本新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭の払込みをせずに、当社株式を受領することとなり、保有する当社株式1株あたりの価値の希釈化は生じますが、保有する当社株式全体の希釈化は生じません。

(3) 本対応方針の合理性

本対応方針は、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則を完全に充足していること、平成27年6月26日開催の第91回定時株主総会における株主の皆さまのご承認の下に更新されていること、一定の場合には株主意思確認総会において本新株予約権の無償割当てを実施するか否かについて株主の皆さまの意思の確認を行うこと、その内容として合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ発動されないように設計されていること、本対応方針の運用に関して独立性の高い社外者から成る独立委員会を設置しており、当社取締役会は本新株予約権の無償割当てを実施するか否かについての独立委員会の判断を最大限尊重して決議を行うこと、独立委員会は当社の費用で独立した第三者の助言を受けることができること、本対応方針の有効期間の満了前であっても当社株主総会又は当社取締役会の決議によって本対応方針を廃止できること、本対応方針は当社の株券等を大量に買い付けた者が指名し株主総会で選任された取締役により廃止することができるものとして設計されていること（デッドハンド型買収防衛策ではないこと）等により、その公正性・客観性が担保されています。

(4) 研究開発活動

当第3四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、4,440百万円です。

(5) 主要な設備

当第3四半期連結累計期間において、新たに確定した主要な設備の新設等の計画は、以下のとおりです。

会社名 事業所名	所在地	セグメントの 名称	工事名	目的	投資予定金額 (百万円)		資金調達 方法	着工	完成予定	完成後の 増加能力
					予算額	既支払額				
日本製紙(株) 石巻工場	宮城県 石巻市	紙・パルプ 事業	N2M/C非塗工紙 抄造対応工事	需要が伸長し ている非塗工 紙への転換	6,960	419	主として 自己資金	平成29年 8月	平成30年 7月	—

(注) 上記の金額に消費税等は含まれていません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	300,000,000
計	300,000,000

② 【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成29年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成30年2月13日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	116,254,892	116,254,892	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は100株
計	116,254,892	116,254,892	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成29年10月1日～ 平成29年12月31日	—	116,254,892	—	104,873	—	83,552

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の議決権の状況については、株主名簿の記載内容が確認できず、記載することができませんので、直前の基準日である平成29年9月30日の株主名簿により記載をしています。

① 【発行済株式】

平成29年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 333,000 (相互保有株式) 普通株式 280,400	—	—
完全議決権株式(その他) (注) 2	普通株式 115,079,700	1,150,797	—
単元未満株式 (注) 1, 2	普通株式 561,792	—	—
発行済株式総数	116,254,892	—	—
総株主の議決権	—	1,150,797	—

(注) 1. 単元未満株式には、次の自己株式等が含まれています。

日本製紙パピリア(株)	98株	リンテック(株)	50株
吉川紙商事(株)	84株	千代田スバック(株)	29株
日本製紙(株)	93株		

2. 完全議決権株式(その他)及び単元未満株式には、証券保管振替機構名義の株式がそれぞれ500株(議決権5個)及び7株含まれています。

② 【自己株式等】

平成29年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 日本製紙(株)	東京都千代田区神田駿河台 四丁目6番地	333,000	—	333,000	0.29
(相互保有株式) 日本製紙パピリア(株)	東京都千代田区神田駿河台 四丁目6番地	130,300	—	130,300	0.11
(株)大昭和加工紙業	静岡県富士市今泉三丁目16 番13号	61,100	—	61,100	0.05
(株)共同紙販ホールディングス	東京都台東区北上野一丁目 9番12号	43,100	—	43,100	0.04
リンテック(株)	東京都板橋区本町23番23号	17,500	—	17,500	0.02
日本紙通商(株)	東京都千代田区神田駿河台 四丁目6番地	10,300	—	10,300	0.01
吉川紙商事(株)	東京都中央区京橋二丁目11 番4号	8,700	—	8,700	0.01
日本通信紙(株)	東京都台東区下谷一丁目7 番5号	5,000	—	5,000	0.00
(株)サンオーク	東京都千代田区神田錦町三 丁目18番3号	1,600	—	1,600	0.00
千代田スバック(株)	東京都港区芝浦四丁目3番 4号	1,100	—	1,100	0.00
明和産業(株)	熊本県八代市十条町1番1 号	1,100	—	1,100	0.00
松木産業(株)	熊本県八代市毘舎丸町1番 3号	600	—	600	0.00
計	—	613,400	—	613,400	0.53

2 【役員 の 状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しています。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間（平成29年10月1日から平成29年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成29年4月1日から平成29年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けています。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成29年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	90,514	55,939
受取手形及び売掛金	200,440	※2 246,193
商品及び製品	83,357	82,569
仕掛品	17,890	21,122
原材料及び貯蔵品	57,432	67,952
その他	37,169	57,152
貸倒引当金	△600	△313
流動資産合計	486,205	530,616
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	489,397	495,391
減価償却累計額	△358,767	△360,419
建物及び構築物（純額）	130,630	134,971
機械装置及び運搬具	2,191,073	2,188,198
減価償却累計額	△1,909,252	△1,908,147
機械装置及び運搬具（純額）	281,820	280,051
土地	219,360	218,532
建設仮勘定	20,461	49,855
その他	74,644	74,039
減価償却累計額	△40,103	△40,557
その他（純額）	34,540	33,481
有形固定資産合計	686,813	716,892
無形固定資産	15,543	14,631
投資その他の資産		
投資有価証券	183,591	194,589
その他	17,285	20,853
貸倒引当金	△553	△562
投資その他の資産合計	200,323	214,881
固定資産合計	902,680	946,404
資産合計	1,388,885	1,477,021

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成29年12月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	128,926	※2 150,373
短期借入金	262,391	303,805
コマーシャル・ペーパー	—	30,000
1年内償還予定の社債	10,000	—
未払法人税等	5,369	923
引当金	6,369	6,508
その他	81,437	85,806
流動負債合計	494,493	577,417
固定負債		
社債	50,000	60,000
長期借入金	354,353	334,186
環境対策引当金	381	358
その他の引当金	868	901
退職給付に係る負債	24,371	21,430
その他	29,505	33,858
固定負債合計	459,480	450,736
負債合計	953,974	1,028,153
純資産の部		
株主資本		
資本金	104,873	104,873
資本剰余金	216,531	216,531
利益剰余金	73,479	73,345
自己株式	△1,398	△1,411
株主資本合計	393,486	393,338
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	22,249	31,531
繰延ヘッジ損益	626	△34
為替換算調整勘定	20,260	23,280
退職給付に係る調整累計額	△6,702	△4,931
その他の包括利益累計額合計	36,434	49,846
非支配株主持分	4,990	5,682
純資産合計	434,911	448,867
負債純資産合計	1,388,885	1,477,021

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年12月31日)
売上高	726,735	782,602
売上原価	575,268	633,215
売上総利益	151,467	149,387
販売費及び一般管理費		
運賃諸掛	45,458	50,157
販売諸掛	42,138	40,155
給料及び手当	27,758	27,604
その他	19,469	19,871
販売費及び一般管理費合計	134,824	137,788
営業利益	16,642	11,598
営業外収益		
受取利息	640	399
受取配当金	1,723	1,907
持分法による投資利益	4,924	5,429
その他	7,595	3,782
営業外収益合計	14,883	11,519
営業外費用		
支払利息	6,797	5,917
その他	3,176	3,759
営業外費用合計	9,974	9,677
経常利益	21,551	13,440
特別利益		
投資有価証券売却益	7,320	1,324
固定資産売却益	1,207	920
その他	183	80
特別利益合計	8,711	2,325
特別損失		
減損損失	681	4,710
固定資産除却損	2,229	1,730
事業撤退損	※ 23,755	—
その他	2,677	724
特別損失合計	29,343	7,165
税金等調整前四半期純利益	919	8,599
法人税、住民税及び事業税	4,621	820
法人税等調整額	2,511	1,857
法人税等合計	7,133	2,677
四半期純利益又は四半期純損失(△)	△6,213	5,922
非支配株主に帰属する四半期純利益又は 非支配株主に帰属する四半期純損失(△)	73	△1,763
親会社株主に帰属する四半期純利益又は 親会社株主に帰属する四半期純損失(△)	△6,287	7,686

【四半期連結包括利益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年12月31日)
四半期純利益又は四半期純損失(△)	△6,213	5,922
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	778	9,116
繰延ヘッジ損益	2,958	367
為替換算調整勘定	△6,668	2,019
退職給付に係る調整額	873	1,691
持分法適用会社に対する持分相当額	2,405	1,518
その他の包括利益合計	347	14,712
四半期包括利益	△5,866	20,635
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	△5,816	22,302
非支配株主に係る四半期包括利益	△49	△1,667

【注記事項】

(会計方針の変更等)

当第3四半期連結累計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年12月31日)	
(税金費用の計算方法の変更)	
<p>従来、一部の連結子会社の税金費用については、連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算していましたが、第1四半期連結会計期間より、年度決算と同様の方法にて計算する方法に変更しています。これは、第1四半期連結会計期間より、当社を連結納税親会社とした連結納税制度を適用したことを契機に、四半期連結累計期間に対応する税金費用をより正確に反映させることを目的として行ったものです。</p> <p>なお、この変更による影響は軽微であるため、遡及適用は行っていません。</p>	

(四半期連結貸借対照表関係)

1 保証債務

連結会社以外の会社の金融機関等からの借入等に対し、債務保証を行っています。

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成29年12月31日)
大昭和・丸紅インターナショナル	8,149百万円	7,062百万円
従業員(住宅融資)	3,227	2,826
日本製紙石巻エネルギーセンター(株)(注)	19,681	—
その他	1,726	2,125
計	32,783	12,015

(注) 第1四半期連結会計期間より、当社は日本製紙石巻エネルギーセンター(株)を連結子会社としています。

※2 四半期連結会計期間末日の満期手形等の会計処理については、手形交換日をもって決済処理をしています。なお、当四半期連結会計期間の末日は金融機関の休日であったため、次の満期手形等が四半期連結会計期間末の残高に含まれています。

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成29年12月31日)
受取手形	一百万円	2,189百万円
支払手形	—	6,821

(四半期連結損益計算書関係)

※ 事業撤退損

前第3四半期連結累計期間(自 平成28年4月1日 至 平成28年12月31日)

北米における印刷・出版用紙事業からの撤退に伴う損失です。主な内容は、ノース・パシフィック・ペーパー社の持分売却に伴う損失及び日本製紙USA社の事業撤退に伴い見込まれる損失によるものです。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成していません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次のとおりです。

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年12月31日)
減価償却費	40,400百万円	42,747百万円
のれんの償却額	1,520	1,536

(株主資本等関係)

I 前第3四半期連結累計期間(自 平成28年4月1日 至 平成28年12月31日)

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成28年6月29日 定時株主総会	普通株式	3,478	30	平成28年3月31日	平成28年6月30日	利益剰余金
平成28年11月2日 取締役会	普通株式	3,477	30	平成28年9月30日	平成28年12月1日	利益剰余金

II 当第3四半期連結累計期間(自 平成29年4月1日 至 平成29年12月31日)

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成29年6月29日 定時株主総会	普通株式	3,477	30	平成29年3月31日	平成29年6月30日	利益剰余金
平成29年11月8日 取締役会	普通株式	3,477	30	平成29年9月30日	平成29年12月1日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前第3四半期連結累計期間(自 平成28年4月1日 至 平成28年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント				その他 (注)1	合計	調整額	四半期連結 損益計算書 計上額
	紙・パルプ 事業	紙関連 事業	木材・ 建材・ 土木建設 関連事業	計				
売上高								
外部顧客への売上高	602,759	67,444	42,600	712,804	13,930	726,735	—	726,735
セグメント間の内部 売上高又は振替高	3,113	2,478	46,440	52,032	33,319	85,352	△85,352	—
計	605,872	69,922	89,041	764,836	47,250	812,087	△85,352	726,735
セグメント利益	7,555	3,956	3,213	14,726	1,915	16,642	—	16,642

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、物流事業、レジャー事業等が含まれています。

2. セグメント利益の合計額は、四半期連結損益計算書の営業利益と一致しています。

2. 報告セグメントごとの資産に関する情報

第1四半期連結会計期間より、アマパ・フロスタル・エ・セルローズ社の重要性が増したため、同社を連結の範囲に含めています。これにより、前連結会計年度の末日に比べ、「木材・建材・土木建設関連事業」のセグメント資産が、16,035百万円増加しています。

Ⅱ 当第3四半期連結累計期間(自平成29年4月1日至平成29年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント				その他 (注)1	合計	調整額	四半期連結 損益計算書 計上額
	紙・パルプ 事業	紙関連 事業	木材・ 建材・ 土木建設 関連事業	計				
売上高								
外部顧客への売上高	649,470	72,833	45,346	767,650	14,952	782,602	—	782,602
セグメント間の内部 売上高又は振替高	8,304	1,471	51,350	61,127	33,404	94,531	△94,531	—
計	657,775	74,305	96,697	828,778	48,356	877,134	△94,531	782,602
セグメント利益	735	5,985	3,021	9,742	1,855	11,598	—	11,598

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、物流事業、レジャー事業等が含まれています。

2. セグメント利益の合計額は、四半期連結損益計算書の営業利益と一致しています。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

「紙・パルプ事業」セグメントにおいて、北上製紙株式会社の事業撤退決定に伴い、当該事業用資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額等を減損損失として特別損失に計上しています。

また、同セグメントにおいて、塗工紙の生産体制見直しに伴い、事業用資産の停止を決定したため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額等を減損損失として特別損失に計上しています。

なお、減損損失の計上額は、当第3四半期連結累計期間において4,710百万円です。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりです。

項目	前第3四半期連結累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額又は 1株当たり四半期純損失金額(△)	△54円32銭	66円41銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益金額又は 親会社株主に帰属する四半期純損失金額(△)(百万円)	△6,287	7,686
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純利益金額又は 親会社株主に帰属する四半期純損失金額(△)(百万円)	△6,287	7,686
普通株式の期中平均株式数(株)	115,744,273.83	115,734,330.46

(注) 前第3四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、1株当たり四半期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載していません。当第3四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

2 【その他】

平成29年11月8日開催の取締役会において、第94期の中間配当につき次のとおり決議しました。

中間配当による配当金の総額	3,477百万円
---------------	----------

1株当たりの金額	30円00銭
----------	--------

支払請求の効力発生日及び支払開始日	平成29年12月1日
-------------------	------------

(注) 平成29年9月30日現在の株主名簿に記録された株主に対し、支払いを行いました。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成30年2月13日

日本製紙株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中	村	和	臣	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	井	尾		稔	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	渡	邊		正	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている日本製紙株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成29年10月1日から平成29年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成29年4月1日から平成29年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、日本製紙株式会社及び連結子会社の平成29年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しています。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。

